

## FP Topics = 公的年金の受給について = 2021年7月号

世間はオリンピックムードに盛り上がっているようですね。なにぶん我が家はテレビを置いていませんので、若干おいて行かれている感が否めません。気になる競技などは、SNSやYouTubeなどで確認しますが、日本勢は頑張っているようです！

ですが、オリンピック明けの日本の状況、少し怖い気がしてるのは私だけでしょうか？

開催国のオリンピック明け、経済は冷え込むというのが、世界の常識になっているようです。

コロナ対策もあり、気を抜けない状況です。

今回は、年金シリーズの2回目ということで、“公的年金の受給”について簡単にまとめてみました。ほぼ要点のみの解説になりますので、詳細については年金事務所等で確認していただければ幸いです。

### =年金の受給資格について=

国民年金（**老齢基礎年金**）は、20歳から60歳までの40年間加入し、保険料を納付することで、65歳から満額の国民年金を受け取る仕組みを言います。

この40年間の加入期間には、6月号で解説したところの、保険料の免除等を受けた期間も考慮されます。

国民年金を受給するためには、**合計10年の加入期間が必要**とされています。平成29年7月までは、25年以上の加入期間が必要とされていましたが、25年に満たない場合、掛け捨てになってしまうことから、法律が改正されました。

10年以上の加入期間があれば受給資格は得られますが、40年の加入期間に満たない場合は、一定の計算により、受給額は減額されます。



### =受給額を満額に近づけるには=

老齢基礎年金は満額の受給で780,900円（2021年度）月額では、65,075円ほどです。自営業等の個人事業者にとっては、十分な額とは言えないでしょう。

人生には、それぞれ波乱万丈な事情があると思われます。できるだけ満額受給に近づけたいところです。その方法として、下記の2つの方法があります。

✓ 遡って保険料を納付する方法（2年まで）※

✓ 加入期間の60歳を過ぎても保険料を納付する方法

※免除・猶予期間については、加算額が付加され納付額が増えますが、10年前の分まで納付可能です。

### =カラ期間（合算対象期間）の確認=

カラ期間（合算対象期間）とは、年金額に反映されないけれど、年金の受給資格を得るための加入期間に繰り入れることができる期間です。

カラ期間には、さまざまな期間があるようですが、代表的なものを2つ挙げておきます。海外に居住していた期間等、気になる期間がある場合には、年金事務所等に確認することをお勧めします。

#### ★専業主婦の期間がある方★

昭和36年4月から昭和61年3月までは、厚生年金保険（会社員）共済組合（公務員等）に扶養される配偶者は、国民年金への加入は任意加入となっていました。この期間に届け出を失念して、未加入となっていた場合の期間をいいます。

#### ★学生の期間がある方★

昭和36年4月から平成3年3月までは、学生（夜間制・通信制を除く）の国民年金への加入は任意とされていました。この期間に任意加入されていなかった方。

※受給資格の有無は大変重要です。カラ期間は下記のサイトでも確認することが可能です。また、詳細については、年金事務所等で確認されることをお勧めします。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/roureinenkin/jukyu-yoken/20140421-05.html>



## = 老齢年金の受給 =

国民年金（老齢基礎年金）の受給については、簡単に前述しました。満額の受給で780,900円（2021年度）月額では、65,075円となっています。実際の受給は2か月に1回、年に6回の受給となります。

未納期間等がある場合、その期間に応じて一定の計算により、受給額は減額されます。

会社員や公務員の場合、国民年金の上乗せとして、老齢厚生年金を受給することができます。

老齢厚生年金の受給については、下記の条件を満たす必要があります。

- ✓ 老齢基礎年金の受給資格があること
- ✓ 老齢厚生年金に1ヶ月以上加入していること

原則、一定の計算により65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせて受給することになります。

昭和36年4月1日以前生まれの男性と昭和41年4月1日以前生まれの女性については、一定の計算により60歳から64歳までの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。

この規定は経過措置であり、これ以後に出生した人については、原則通り65歳からの受給となります。

## = 年金制度について思うこと =

現行の公的年金制度については、複雑怪奇というより他ないと思われまます。制度の構造自体に無理が生じてきています。少子高齢化が進行しており人口構造は逆ピラミッド型で、若年層が高齢層を必死で支えている構図です。

今回とりあげた、『公的年金の受給』について、受給額については一定の計算としていました。

受給額の計算式を掲載した時点で、読む気力を無くしてしまうと思います。

年金の受給額については、下記のサイトで試算することができます。ご自身の年金番号が必要となりますが、いろいろなシミュレーション等もできるようです。ご興味おありの方は、是非覗いてみられてはいかがでしょうか。

下記のワードで検索してみてください。



【年金見込額試算】



## ～今月の山便り～

奥駈道への挑戦（失敗談）になかなか入れません…写真は前鬼の里から入山し、太古の辻（鞍部）へ至る途中に鎮座している“二つ岩”です。大峯奥駈道33番目の驛とされています。

前鬼の里（下北山村）には、現在61代目を数える五鬼家当主が宿坊を守っておられます。その昔生駒山の暗峠に、人の子をさらって食べる鬼の夫婦がいたそうです。その鬼を役行者が諭すと、悔い改めた鬼夫婦は人間になり、役行者の従者となりました。

明治半ばまでは、その子孫（兄弟）による5つの宿坊が存在していたそうですが、現在では「小仲坊」が唯一存続しています。61代遡ることができる家系はたいへん希少だと思います。

前鬼の里は、バス通りから徒歩で約3時間ほどかかった記憶があります。アスファルト舗装されている林道をひたすら歩くのはキツイです。車でのアプローチが良いと思われまますが、車でアクセスすると車に戻る必要がありますね…

この二つ岩は、不動明王の脇に控えている、セイタカ童子とコンガラ童子だそうです。二つ岩の裏に廻りこむと、釈迦ヶ岳 その右手には孔雀岳の山容が目前に飛び込んできます。孔雀岳の山腹には五百羅漢を始め、石仏を想わせる岩塔を眺望できます。

